

○上尾市空家等対策協議会条例

平成27年9月28日条例第31号

改正

令和5年12月26日条例第28号

上尾市空家等対策協議会条例

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、上尾市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において「空家等」とは、法第2条第1項に規定する空家等をいう。

2 この条例において「空家等対策計画」とは、法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

（1）空家等対策計画の作成及び変更に関すること。

（2）空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の実施に関すること。

（3）その他空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 協議会は、会長及び委員23人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1）市議会議員

（2）関係団体を代表する者

（3）公募に応じた市民

（4）学識経験者

（5）関係行政機関の職員

（6）市職員

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

（会長の職務）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の会議への出席等）

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年11月1日から施行する。

（上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（令和5年12月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。